平成２１年（フ）第３０７号
青森県八戸市吹上６丁目５番20号
債務者　笠原　喜和
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
青森県八戸市大字湊町字縄張36番地２　柳谷貸家１号
債務者　坂本　博臣
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷1358番地１　シーズンステージＣ－１
債務者　松枝　俊雄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８３号
茨城県土浦市沢辺1025番地１
債務者　平沼　信明
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８５号
茨城県つくば市上萱丸224番地１　みどりのＡ70街区３・４グランドパレスＮＳ－10－401号
債務者　小林　千尋
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８６号
茨城県土浦市川口２丁目９番32　サンシャイン川口Ｂ棟301号室、住民票上の住所茨城県土浦市川口２丁目９番32－301号グランドメゾン川口Ｂ
債務者　中村　珠代
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５４９号
埼玉県春日部市藤塚437番地１　サンライズ富士１号館101号
債務者　和田　敦子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８２号
埼玉県所沢市大字久米1394番地の２　ドエル・アキバＢ－201
債務者　染谷　博美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６３１号
埼玉県飯能市大字双柳344番地16　煉瓦館51　203号
債務者　渡邊　祐三
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６１号
埼玉県川越市大塚新町34番地13
債務者　松岡　秀仁
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６４号
埼玉県狭山市大字水野234番地の11
債務者　山澤　淳一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６７０号
埼玉県所沢市中新井１丁目134番地の３　メゾンカテリーナ201
債務者　高橋　春美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３２号
埼玉県深谷市東方3320番地２　レオパレス円行、住民票上の住所埼玉県熊谷市妻沼1314番地１　ラビットハウスきさく106
債務者　関　　眞弓
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４８４号
埼玉県東松山市大字神戸1711番地２
債務者　小川　由美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１５９号
千葉県木更津市真里谷1885番地
債務者　齋藤　　広
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６７号
三重県熊野市有馬町1357番地、前住所三重県熊野市有馬町636番地の１
債務者　濵口　芳明
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第３８０号
岡山県総社市井手989番地２
債務者　吉森　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係